

国際理解教育促進支援事業実施要領

(事業の目的)

第1条 地域の国際化が進展し、外国人住民数も増加傾向にある現在、県民一人ひとりが外国の文化や習慣・国際情勢等を踏まえた相互理解能力を育み、主体的な国際交流・協力活動に取り組むための、国際理解教育の重要性はますます増しているものと考えられる。

このため、本県に招致している国際交流員等で日本語でも意志疎通が可能な外国青年（以下「国際交流員等」という。）を県民からの要請に応じて派遣し、国際理解教育を支援することにより、県民の異文化への理解を促進し国際性豊かな人材を育成するとともに、異文化と接触することによって県民が自身や自らの地域の長所等を再認識し、より豊かな生活を送れるよう支援することを目的とする。

(派遣の対象及び場所)

第2条 派遣の対象は、小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学等の教育機関、県・市町村等の研修機関、生涯学習関連機関、国際交流団体等（以下「団体等」という。）で、概ね20名以上の集まりが、国際理解教育として実施する授業または行事とする。

ただし、外国語の習得を主たる目的とするもの、営利活動や宗教・政治活動に利することを目的とするものは派遣の対象としない。

2 団体等が授業または行事を実施する会場は、原則として団体等が準備するものとする。

(派遣人員)

第3条 派遣する人員は、原則として3人以内とする。

(派遣の方法)

第4条 派遣の方法は、団体等が実施する授業または行事の実施場所により異なるが、原則として電車、バス等公共交通機関によるものとする。

(派遣の日時等)

第5条 派遣する日時は、団体等が希望する日時を基に、公益財団法人山梨県国際交流協会（以下「協会」という。）が調整し、決定する。ただし、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日には派遣しない。

なお、派遣する時間については、原則として午前9時30分から午後4時30分までの間で申請のあった時間とする。

(派遣の申請)

第6条 派遣の申請は、協会あての団体等の代表者名による派遣申請書（別紙様式）により行うものとする。

なお、団体等は、派遣申請書を原則として派遣希望日の2か月前までに協会に提出するものとする。

(派遣の決定)

第7条 協会は、派遣を決定した場合には、速やかに団体等にその旨通知するものとする。

2 派遣決定の通知を受けた団体等は、国際理解教育の担当者にその具体的な進め方等について、派遣希望日の10日程度前までに、山梨県知事政策局国際戦略グループまたは協会において派遣予定の国際交流員等と必ず打合わせを行わせるものとする。

(経費負担)

第8条 派遣に要する費用(交通費の実費)および会場の準備に要する費用は、団体等の負担とする。

(派遣の制限)

第9条 派遣の回数は、原則として同一年度内において同一団体等につき1回とする。

ただし、その年度内の派遣状況等を勘案する中で協会が派遣を適当と認めた場合には2回を限度として派遣できるものとする。

(その他)

第10条 派遣中に起こった事故等については、団体等は遅滞なく協会に通報するとともに、事故等の状況に応じて適切に対応するものとする。

附則

この要領は令和5年度から適用する。